

令和7年度早岐川河川改修工事に伴う

早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託仕様書

- 1 業務名 令和7年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託
- 2 作業場所 長崎県雲仙市国見町土黒甲 1063(国見町総合福祉センター内)
長崎県雲仙市国見町神代丙 256-3(長崎県埋蔵文化財センター島原分室)
- 3 業務内容 埋蔵文化財発掘調査出土遺物整理業務
- 4 数量等 別紙資料1～3のとおり
- 5 委託期間 契約締結日から令和8年3月10日まで
- 6 事業概要 過年度分の早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物の整理業務を委託する。

令和7年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託

1 作業内容

- (1)水洗
- (2)選別補助(粗分類・干しかごメモ写真)
- (3)接合
- (4)ID付与(IDカード作成・裏書き)
- (5)ID注記(遺物注記用機械を用いる)
- (6)ID遺物撮影・画像整理
- (7)収納
- (8)台帳作成
- (9)データ編集
- (10)収蔵遺物の箱整理(陶磁器、石製品、金属製品等、遺物種別の仕分け作業)

2 作業数量

(1)遺物量

総数 620 箱 (コンテナケース(外寸)長辺593×短辺393×深さ156mm)・平均重量17kg

		(1) 水洗	(2) 選別補助	(3) 接合	(4) ID付与	(5) ID注記	(6) ID撮影	(7) 収納	(8) 台帳	(9) データ	(10) 仕分け
令和4年度出土遺物(内訳①)	270 箱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
令和6年度出土遺物(内訳②)	350 箱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

(2)内容物

肥前系陶磁器破片(波佐見・有田・三川内産等)及び陶磁器焼成関連用具等

3 関連作業内訳

(1)駐車場整備(375㎡)

- ・不陸成形
- ・整地(再生クラッシャーラン187.5㎡・敷設厚0.5m)

(2)遺物運搬

○搬出入(収蔵庫→作業棟)

・佐世保市収蔵庫
(佐世保市俵ヶ浦町442番地)

→ ・作業場及び島原分室 620 箱
(雲仙市国見町土黒甲1063(雲仙市国見町総合福祉センター内))
及び雲仙市国見町神代丙256-3)

○搬出入(作業棟→収蔵庫)

・作業場及び島原分室

→ ・佐世保市収蔵庫及び島原分室 約 664 箱
(作業終了後の箱数増を見込む)

4 仮設・営繕内訳

(1)インターネット設備

- ・作業棟用Wi-Fiルーター一式

(2)電力設備

- ・作業場エアコン用の電力設備一式

(3)エアコン設備

- ・作業場エアコン一式

(4)水道設備

- ・作業場の水道設備一式

(5)什器備品一式



遺物保管状況
(佐世保市収蔵庫)



未水洗遺物収納コンテナ内状況

令和7年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託

種別	名称	規格	単位	員数	単価	金額	備考
人件費	調査員	4人配置	人	364.0			
	整理作業員	1日21人勤務	人	1380.0			
小計							
関連作業費	駐車場整備	375㎡	式	1			
	遺物運搬	佐世保市俵ヶ浦町⇄雲仙市国見町	回	2			
小計							
整理作業 関連用具費	整理作業関連用具		式	1			
小計							
直接調査費計							
仮設・営繕費	借地料	土地借用面積951.3㎡(うち駐車場375㎡)	式	1	73,477		
	建物使用料	建物借用面積576.3㎡	式	1	1,027,536		
	インターネット設備(Wi-Fiルーター等)	設置・撤去費含む	月	1			
	〃	2月目以降 設置・撤去費なし	月	4			
	エアコン設備	3台 設置・撤去費含む	月	1			
	〃	3台 2月目以降 設置・撤去費なし	月	4			
	電力設備(作業棟)		式	1			
	水道設備(作業棟)		式	1			
	什器備品費	往復運搬費含む 別紙什器備品内訳参照	式	1			
	〃	2月目以降 運搬費なし 別紙什器備品内訳参照	式	1			
小計							
間接調査費計							
純調査費計(直接調査費+間接調査費)							
諸経費			%				
調査業務価格計(純調査費+諸経費)							
消費税相当額			%	10			
合計							

令和7年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託 什器備品内訳

品名	規格	月数	単位	数量	単価	金額	備考
書庫	両開き W900×H1800 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
椅子	折り畳みパイプ椅子 往復運搬費含む	1月	台	6			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	6			
事務椅子	背もたれ付き 袖なし 往復運搬費含む	1月	台	16			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	16			
セールスマンデスク	W1800×D900×H700 往復運搬費含む	1月	台	12			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	12			
ホワイトボード	W1800×H900 行事予定表 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
ホワイトボード	W1800×H900 キャスター付き(可動式) 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
中量物品棚	W1200×D570×H1800 往復運搬費含む	1月	台	6			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	6			
電気ポット	2.2L 電気まほうびん 往復運搬費含む	1月	台	2			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	2			
冷蔵庫	約150L 2ドア 往復運搬費含む	1月	台	2			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	2			
デスクトップパソコン	Office・Adobe Creative Cloud・Metashape Professionalソフト搭載済	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
ノートパソコン	Office・Adobe Creative Cloudソフト搭載済 往復運搬費含む	1月	台	5			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	5			
遺物注記機	インクジェット式	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
携帯電話	通話機能のみ	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	4月	台	1			
計						0	

令和7年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託



図1 作業場位置図

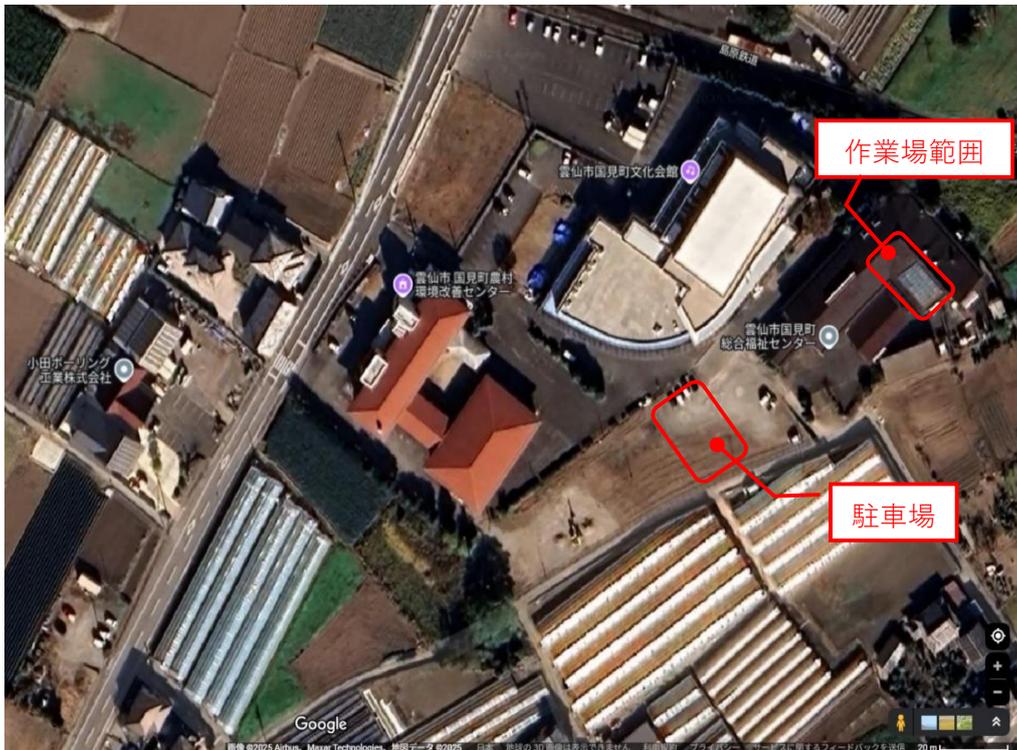


図2 駐車場配置図

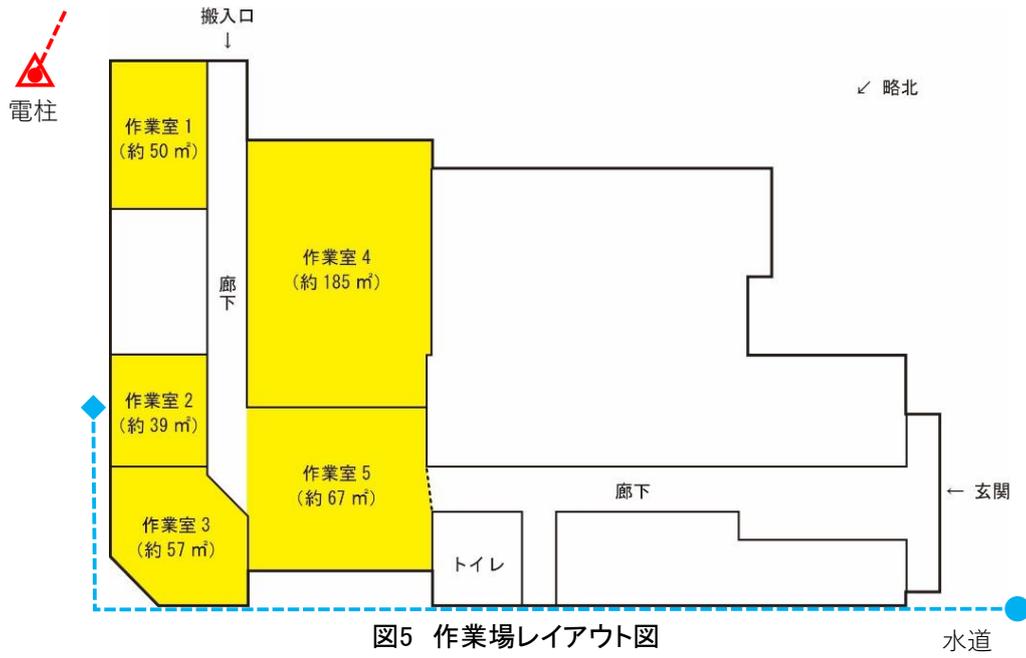


図3 作業場・駐車場近景



図4 電力・水道引き込みルート

(赤: 電力(◇①既設電柱・△②仮設建柱)、青: 水道(○③メーター分岐・◇④蛇口))



作業室1



作業室2



作業室3



作業室4



作業室5



搬入口

令和 7 年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査

出土遺物整理業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 本特記仕様書は、令和 7 年度早岐川河川改修工事に伴う早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物整理業務委託に適用する。

第 2 条 この特記仕様書では、委託者を「甲」、受託者を「乙」と表記する。

第 2 章 業務内容

第 3 条 本遺物整理業務委託の内容については、以下のとおりとする。

1 遺物整理業務の内容

- (1) 駐車場整備(用地借上げ含む)業務(資料 3 参照)
- (2) 作業場整備業務
- (3) 遺物運搬業務
- (4) 遺物整理業務(資料 1 参照)
- (5) その他関連業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日まで。ただし、現地作業着手日は令和 7 年 10 月 14 日以降とする。

3 実施期間

(1) 駐車場整備業務

・駐車場の借上げ

甲が指定する用地を借り上げること。なお、借上費用は乙の負担とする(資料 3)

・駐車場の整備

契約日から遺物整理業務開始日までに整地等を行うこと(資料 3)。

(2) 作業場整備業務

甲が指定する施設の一部を借り上げ、作業場を整備すること。なお、借上費用及び共有部分に係る光熱水費の実費相当分の費用は乙の負担とし、施設と契約を交わすこと(資料 3)。インターネット設備・電力設備・エアコン設備・水道設備・什器備品については、契約日から遺物運搬業務開始日までに設置を完了し、遺物整理作業期間中使用すること。

(3) 遺物運搬業務

契約日から遺物整理業務開始日までに佐世保市内の収蔵庫から遺物を搬出し、乙の準備する作業場へ搬入すること。また、遺物整理完了時に、佐世保市内の収蔵庫及び甲の指定する雲仙市内の収蔵庫へ遺物を運搬し搬入すること。

(4) 遺物整理業務

甲の指示する期日以内に業務を開始し、委託期間内に業務を行うこと。

(5) その他関連業務

甲と協議して委託期間内で実施すること。

4 実施対象遺物 過年度分の早岐瀬戸遺跡発掘調査出土遺物（資料 1 参照）

5 数量等の変更

本業務の数量は資料 2 のとおりであるが、数量及び業務内容に変更が生じた場合、乙は遅滞無く書面で甲に報告し、協議するものとする。

第 3 章 業務の実施条件

第 4 条 本遺物整理業務委託の実施条件は以下のとおりである。乙は、業務の実施にあたりこれを遵守すること。

なお、明示した実施条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。また、実施条件が当初の段階で想定できず、実施期間中に発生した場合についても、甲乙の協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

1 工程について

- ・関係機関との協議はすべて完了している。
- ・他官庁との協議の結果、特定された条件は特に付されていない。

2 遺物整理業務委託に係る受託調査員の資格について

本業務委託の実施にあたって乙の受託調査員の資格を次のように定めるものとする。

(1) 調査員の資格

ア 調査員は、甲の指示に従って業務計画や工程管理等の業務管理を行い、業務を円滑かつ適切に遂行できる者とする。

イ 調査員は、作業場に常駐し、甲の指示に従って、乙の雇用する整理作業員に作業を指示する等の業務管理を行い、遺物整理作業を担当する者とする。

ウ 調査員の資格は、大学若しくは大学院で考古学その他これに類する学科目を専門に修める課程を修了した者、かつ、埋蔵文化財遺物整理の経験がある者（作業員としての経験を除く）とし、少なくとも下記の業務ができる技量を有する者とする。

- ・近世陶磁器の器種等の分類
- ・エクセルによるデータ入力及び編集

エ 調査員のうち 1 人は、近世陶磁器の整理から報告書執筆・編集までの経験がある者とする。

オ 調査員は、乙の自社社員とする。

3 業務関係の基本事項について

(1) 業務実施計画書の提出

乙は、業務の実施に先立って、甲の遺物整理計画に基づいた業務実施計画書を甲に提出し、承認を得ること。また業務実施計画書には以下の内容を必ず含めること。

ア 計画工程表

各種業務の実施予定時期を記載すること。

イ 作業管理計画

工程を管理するための方法等を記載すること。

ウ 作業場組織表

調査員、衛生管理者等を記載すること。

エ 作業方法

遺物運搬、台帳作成、遺物水洗・分類・メモ写真・接合・注記・収納・データ整理など各種業務の方法、1日の流れなどを記載すること。

オ 安全管理

作業場の災害防止対策や、遺物整理作業における安全教育の方法などを記載すること。

カ 緊急時連絡体制

緊急事態が発生した場合の連絡網を記載すること。

(2) 業務数量日報・業務数量月報の提出

ア 乙は、日々の業務実績(数量、業務内容等)を記した日報を甲に提出すること。

イ 乙は、月ごとの業務実績(数量、業務内容等)を記した月報を、翌月初めに甲に提出すること。

ウ 甲、乙は定期的に工程管理のため協議するものとする。

(3) 受託調査員の選任通知書の提出

乙は、業務の実施に先立って受託調査員選任通知書を甲に提出し、承認を得ること。なお、選任通知書には以下の書類を添付すること。

- ・受託調査員の資格を有することを証する書類
- ・自社員であることを証する書類

(4) 受託調査員の交代

ア 乙は、受託調査員を甲の指示がない限り原則として交代させてはならない。やむを得ずその必要が生じた場合は、速やかに受託調査員交代通知書を甲に提出し、承認を得ること。

イ 乙が選任した受託調査員について、甲が適正でないと判断した場合は、甲、乙協議のうえ、甲は乙に対し、受託調査員の交代を指示することができる。この場合、乙は速やかに後任者を選任のうえ、受託調査員交代通知書を甲に提出し、承認を得ること。

(5) 安全衛生推進者選任通知書の提出

乙は、業務の実施に先立って、労働安全衛生法第12条又は第12条の2に規定する衛生管理者又は安全衛生推進者を定め、安全衛生推進者選任通知書を甲に提出すること。

(6) 安全衛生推進者の交代

乙は、衛生管理者又は安全衛生推進者を変更するときは、あらかじめ衛生管理者(安全衛生管理者)交代通知書を甲に提出すること。

(7) 整理作業員

整理作業員の員数については、資料2のとおりとする。業務実施中、甲又は乙の都合により、員数の増減の必要が生じた場合には、速やかに甲、乙協議するものとする。また、乙は整理作業員の労務管理として、月ごとの出勤簿を作成し、出勤簿の写しを月報と併せて翌月初めに甲に提出すること。

(8) 整理作業関連用具

整理作業関連用具は、乙が準備するものとする。

4 遺物整理関係作業について

(1) 作業指示の遵守

遺物の取り扱いと収納管理は、埋蔵文化財の記録保存を行う際の重要な作業であり、乙及びその雇用する整理作業員は、甲の指示を十分に理解し、これを行うものとする。

(2) 整理作業員の交代

遺物整理作業は、ある程度経験を要する作業であるため、乙は、整理作業員を交代する必要

が生じた場合は、極力少人数の交代にとどめるよう努めるものとする。

(3) 作業日時

ア 作業時間

作業時間は、原則として 9 時 0 0 分から 17 時 0 0 分とする。

イ 時間外の遺物整理作業

時間外の遺物整理作業は、原則として行わないものとする。ただし、やむを得ず作業を実施する場合は、甲の指示を遵守して実施するものとする。

ウ 土曜日、日曜日、祝祭日等の整理作業

土曜日、日曜日、祝祭日は、原則として休日とする。ただし、やむを得ず整理作業を実施する場合は、甲と協議し、その承諾を得るものとする。

(4) 作業場

ア 遺物整理に係る作業場については、甲の指示によるものとする。

イ 乙は、遺物整理及び関連作業により作業場を含む施設に隣接する私有地等に影響が及ばないよう、万全の注意を払うものとする。

(5) 遺物整理作業等

ア 乙は、埋蔵文化財出土遺物の整理作業という特殊性・重要性等を十分に理解し、整理作業員に周知徹底を図るとともに、遺物整理に際しては、万全の注意を払って行うものとする。

イ 乙は、対象遺物の運搬や遺物整理・保管に際し、遺物への衝撃・破損のないよう十分に配慮すること。また、収納箱の積み上げや移動に際し、落下や倒壊等のないよう十分に配慮すること。

ウ 乙は、遺物整理業務にあたり、元の収納袋に付属する出土情報等を記した札を混在させないよう十分に配慮すること。また、同一の出土情報を有する遺物については、甲の指示のもと必要に応じ統合して整理すること。

エ 乙は、遺物水洗に際し、十分に清潔で遺物に影響のない水を使用すること。また、色絵などの文様や顔料・墨書等や、サビ・スス・コゲ等、考古学的に有意な付着物の剥落等がないよう十分に配慮すること。

オ 乙は、遺物水洗に際し、水洗した遺物について分類作業を行いながら干しカゴ等に平置きし、十分に自然乾燥させること。

カ 乙は、甲が指示した場合は、微小遺物等の収集のために土のフルイ掛けや水洗等を行うものとする。

キ 乙は、分類して乾燥させた遺物について、干しカゴ 1 個につき遺物の外面・内面ごとに 1 カットずつメモ写真を撮影すること。

ク 乙は、メモ写真等に基づき甲の選別した遺物を接合すること。接合することでその後の実測作業に影響のある場合は甲の指示に従うこと。

ケ 乙は、個別に選別された遺物及び一括遺物について、甲の定めた遺物 ID (遺物固有に付与する番号) を記したカードを作成すること。また、ID カードの裏面に出土位置情報等を記入すること。

コ 乙は、甲の指示のもと、個別の遺物 ID の付与された遺物の外面等の目立たない場所に ID 番号を記入すること。記入において遺物注記用機械を用いること。

サ 乙は、個別の遺物 ID の付与された遺物について外面・内面の 2 カットを撮影すること。

シ 乙は、甲の指示のもと、個別の遺物 ID の付与された遺物の中から実測の必要な遺物を抽出し収納すること。

ス 乙は、甲の指示のもと、遺物 ID の付与された遺物の出土位置や種別・器種等の情報に関する台帳作成を行うこと。

(6) 電力設備

ア 作業場付近に 1 箇所の電柱を建柱し、作業場への電力を引き込むための配電盤や分電盤等の設置を行う。

イ 設置するにあたり、施設や地域住民の往来等に支障がないよう十分に配慮する。

(7) 水道設備

ア 作業場周辺の水道管から作業場への引き込みを行う。

イ 敷設するにあたり、施設や地域住民等の往来等に支障がないよう十分に配慮する。

(8) 記録作業

ア 乙は、水洗前及び収納後の遺物収納箱について、出土位置や分類・選別内容等の情報について台帳を作成する。

イ 当該業務の成果は、甲に帰属するものであり、乙が利用する場合はあらかじめ甲の許可を得なくてはならない。

(9) 整理作業用具の管理

乙は整理作業用具を適切に管理すること。また用具を清潔に保つため、汚れた用具については洗浄すること。

(10) 作業場周辺への配慮

ア 乙は、業務施工に際し、近接する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。

イ 乙は、排水作業に関して、第三者から苦情の出ないよう適切な方法で処理するものとする。苦情等が発生した場合には速やかに対処すること。

ウ 乙は、業務施工に際し、関係市町や地域住民及び他の受託者との間において常に相互協力して円滑に業務を実施するものとする。

5 安全衛生管理

(1) 整理作業の安全確保

乙は、常に整理作業の安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなくてはならない。万一事故、災害等が発生した場合、乙は速やかに必要な処置を講じるとともに、甲に報告しなければならない。

(2) 事故防止

ア 乙は、業務を施工するにあたり労働安全衛生法等の諸法令及び諸規則を遵守し、安全確保に努めなくてはならない。

イ 乙は、業務期間中、実施計画に基づき、少なくとも月に 1 日は安全衛生点検日を設定し、保安に関する処置、予防効果の確認、安全施工の研修等を実施し、整理作業における整理作業員の安全意識の高揚を図らなくてはならない。また、新規雇用の整理作業員に対しては速やかに安全衛生並びに整理作業に関する教育を行わなくてはならない。

(3) 作業場等の安全整備

ア 乙は、作業場の整理整頓、毎日の作業終了時の後片付け等作業場の安全整備に努めなければならない。

イ 乙は、作業場等において安全対策が必要な場合は、甲と協議の上、必要な処置を講じなくてはならない。

(4) 保安対策

乙は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、必要により、所轄警察署、消防署、道路管理者、労働基準監督署等の関係各機関、地元関係者並びに甲と緊密な連絡をとり、万全を期すものとする。

事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

(5) 火災防止

乙は、業務施工中の火災事故防止のため、油脂類、薪炭やその他易燃性の物品の周辺では火気の使用を禁止することとし、周辺の整理整頓を励行するものとする。

(6) 災害防止

乙は、大雨等の警報、注意報が発令された場合、またその他必要と認められる場合は、作業場及びその周辺の災害防止に万全を期さなくてはならない。

(7) 熱中症並びに新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症、PM2.5 等への対応

乙は、甲と協議し、熱中症並びに新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等に対して、発症並びに罹病者拡大防止のため、罹病者の出勤を停止する等、万全を期さなくてはならない。PM2.5 については、状況に応じて対応を協議するものとする。

6 成果品

(1) 提出書類

整理業務終了後、委託期間内に成果品として下記の書類等を提出すること。

	品名	部数
	業務数量日報	1 式
	業務数量月報	1 式
	業務管理写真及び各整備業務完了報告書	1 式
	遺物整理台帳	1 式
	遺物メモ写真(干しカゴ及び個別 ID 遺物)データ	1 式
	その他、甲の指示によるもの	1 式

第 4 章 その他

第 5 条 この仕様書に規定のない事項については、甲の指示に従うものとする。